平成２３年（フ）第７７５号
埼玉県入間市大字新光243番地10　ベルハイツＡ―102
破産者　吉田　栄治
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９０５号
埼玉県狭山市狭山台１丁目23番地の25　コーポミッキーＢ―102
破産者　山脇　良一
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５号
埼玉県川越市大字今福459番地　１―210号室
破産者　鈴木　雅也
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４１４号
横浜市港南区港南２丁目25番22―Ｂ105号
破産者　鈴木十三男
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３２号
神奈川県平塚市城所486番地の１　浅沼倉庫内
破産者　山本　政治
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
千葉市若葉区加曽利町1032番地63
破産者　中村　　薫
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１号
相模原市緑区久保沢１丁目９番８号　ハイツ相丘203
破産者　田村　恭一
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６９号
新潟県村上市赤沢402番地、申立時の住所新潟県村上市塩町６番16号
破産者　小池　智子（申立時の氏冨樫）
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４８９号
静岡市清水区七ツ新屋283番地の１　グランシャリオ206号、開始決定時住所静岡市清水区鶴舞町３番35号
破産者　中澤　哲也
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
静岡市駿河区中島462番地の３　中島団地Ｓ１　303号、前住所静岡市葵区二番町３番地の10　ラフォーレ二番町103号
破産者　古池　玲子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
静岡県菊川市本所1996番地の１　スマイル102、住民票上の住所静岡県菊川市本所1996番地の１
破産者　岩井　　茂
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１１８９号
愛知県北名古屋市九之坪東ノ川106番地　コーポ田園103号
破産者　大井　幸子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７２号
名古屋市守山区天子田２丁目118番地の２
破産者　イーストパソコンスクールこと　金丸由美子（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４５号
名古屋市中川区牛立町５丁目82番地　仁栄荘103号
破産者　内山　八郎
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４７号
愛知県長久手市岩作隅田18番地２　サンフィットスミダ103号
破産者　小林　公司
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７１号
愛知県尾張旭市向町４丁目７番地17　セジュール石川Ｈ号
破産者　玉置　まほ（旧姓上杉）
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４３号
広島市安佐南区安東６丁目７番13号
破産者　角谷　好男
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４４号
広島市安佐南区安東６丁目７番13号
破産者　角谷　悦子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部